

開拓使時代から中央区誕生までの

ごみ処理

ごみは、今も昔も人類共通の課題です。今回はごみ処理の百年を紹介します。

札幌の街路も次第に整備され、人口も九千人を超えた明治五年（一八七二年）、開拓使は、ごみの不法投棄について、初めて市民に注意を呼び掛けました。翌年五月には、ごみ捨て場を市内七カ所に開設します。

十八年（一八八五年）、今まで市民の手にゆだねられていたごみ処理を行政も参加し、ごみの運搬を開始。四月から十月まで、毎日市街を巡回して、ごみを収集しました。こうした、行政と市民が協力する体制は、今日へ受け継がれています。三十五年（一九〇二年）には、公設では初めての「ごみ焼却がま」が、豊平川河畔に造られました。

昭和五年、法律の改正により、ごみは衛生上焼却することが義務付けられました。そこで、焼却工場の建設計画が進められ、十年、第一号となる札幌市



昭和11年ころの札幌市塵芥焼却場（札幌市教育委員会文化資料室所蔵）

塵芥焼却場が北一東十四に完成しました。総工費十一万円余り（当時白米十_石約二円）、一日の焼却能力五六_トを誇り、当時としては最新の施設でした。

その後、街の発展とともにごみの量も増加し、二十二年、ごみの有料化が実施。三十七年には、排出量に依りて徴収する方法へと変わります。また四十六年、大規模な清掃工場が西区発寒に完成します。

そんな中、全国的にごみ収集の無料化を望む世論が高まり、区制施行の四十七年、無料化が決定。第一号の焼却工場も姿を消すことになりました。開拓使が初めて、ごみの不法投棄を禁止してから、ちょうど百年後のことです。

（平成十六年十月号 第九十七回）